

第十條 大會を以て本會の最高決議機關とす

第十一條 定期大會は毎年一回前年度大會に於て之を定むる

間及び場所に於て中央委員會之れを召集す

但し次の場合には中央委員會は臨時大會を召集す

るものとす

一 中央委員會の必要と認めたる場合

二 加盟但委員總数の三分の一以上古代表するの會より

り請求ありたる場合

第十二條 大會は(一)大會代議員(二)地方評議會及び全國的

産業別聯合會若しくは協議會の代表者若しくは推

挙するものとす

中央委員會及び中央執行委員並に中央委員長は大會

に於て發言權を有す(三)決議權を有す(四)但し其の多少

組合員及び議員に依りて之を定むるものとす

第十三條 加盟系組合は其の比例を以て大會代議員を推挙す

但し全國的産業別聯合會又は協議會は(一)地方評

議會に加盟せしむ單位(組合)を以て選舉區とす

一 二百名未満の組合は二名 一 二百名以上五百名を越する毎に

一名増員

一 五百名以上七百三十名を越する毎に一名増員

一 千名以上は百五十名を越する毎に一名増員

一 三十名以上は二百名を越する毎に一名増員、最後の端數

半一數以上たる時は更に一名を増す

第十四條 大會は毎回議長一名副議長一名を選挙し議長は

大會書記並に其の各種大會委員を若干名選任す

一 道検査委員 二 予算委員 三 會計検査委員